

令和 2 年における人身取引事犯の検挙状況等について

1 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の検挙状況

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|---------|-------|-------|-------|------|--------|
| 検 挙 件 数 | 44件 | 46件 | 36件 | 57件 | 55件 |
| 検 挙 人 員 | 46人 | 30人 | 40人 | 39人 | 58人 |
| 被 害 者 数 | 46人 | 42人 | 25人 | 44人 | 37人 |

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別では、日本が55人と94.8%を占める。
- 風俗店等関係者が8人（13.8%）、暴力団構成員等が5人（8.6%）。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別では、日本が30人（81.1%）、外国が7人（18.9%）。
外国は全員がフィリピン。
- 外国人の入国時在留資格は、全員が短期滞在。
過去5年間では、短期滞在が61.0%と最多。
- 性別では、男性5人、女性32人であり、過去5年間では女性が95.4%
を占める。
- 年齢別では、日本人は20歳未満が70.0%を占め、過去5年間でも63.0%
と最多。
外国人は20歳代が71.4%を占め、過去5年間でも64.4%と最多。

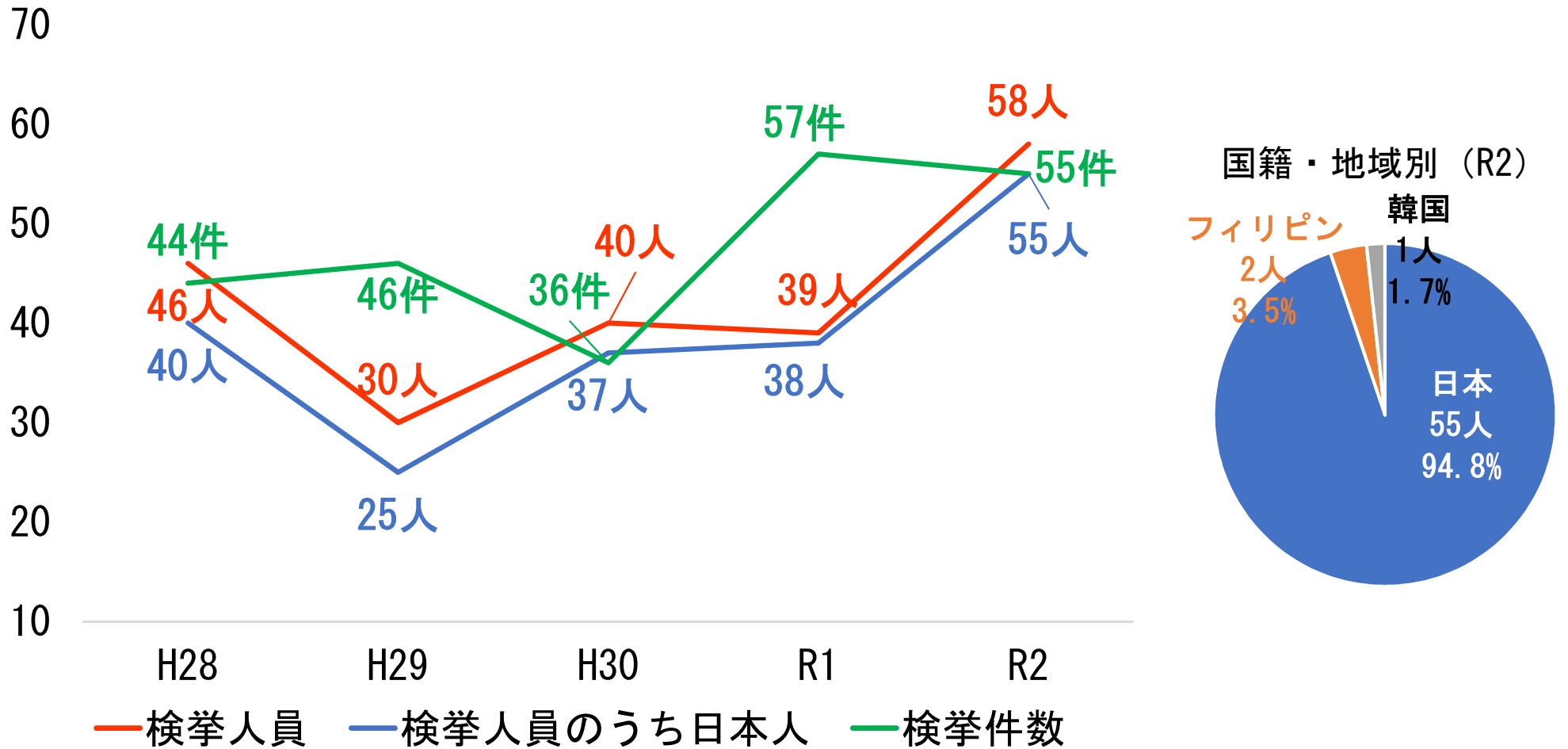
2 人身取引被害の防止や被害申告を促すための取組

- 人身取引事犯の主な手口や注意点について、イラストを交えた資料を作成し、警察庁ウェブサイトへ掲載。警察庁Twitter公式アカウントも活用しながら広報。
- 人身取引被害リーフレットを全面的に改訂し、ベトナム語版を追加。

3 今後の取組

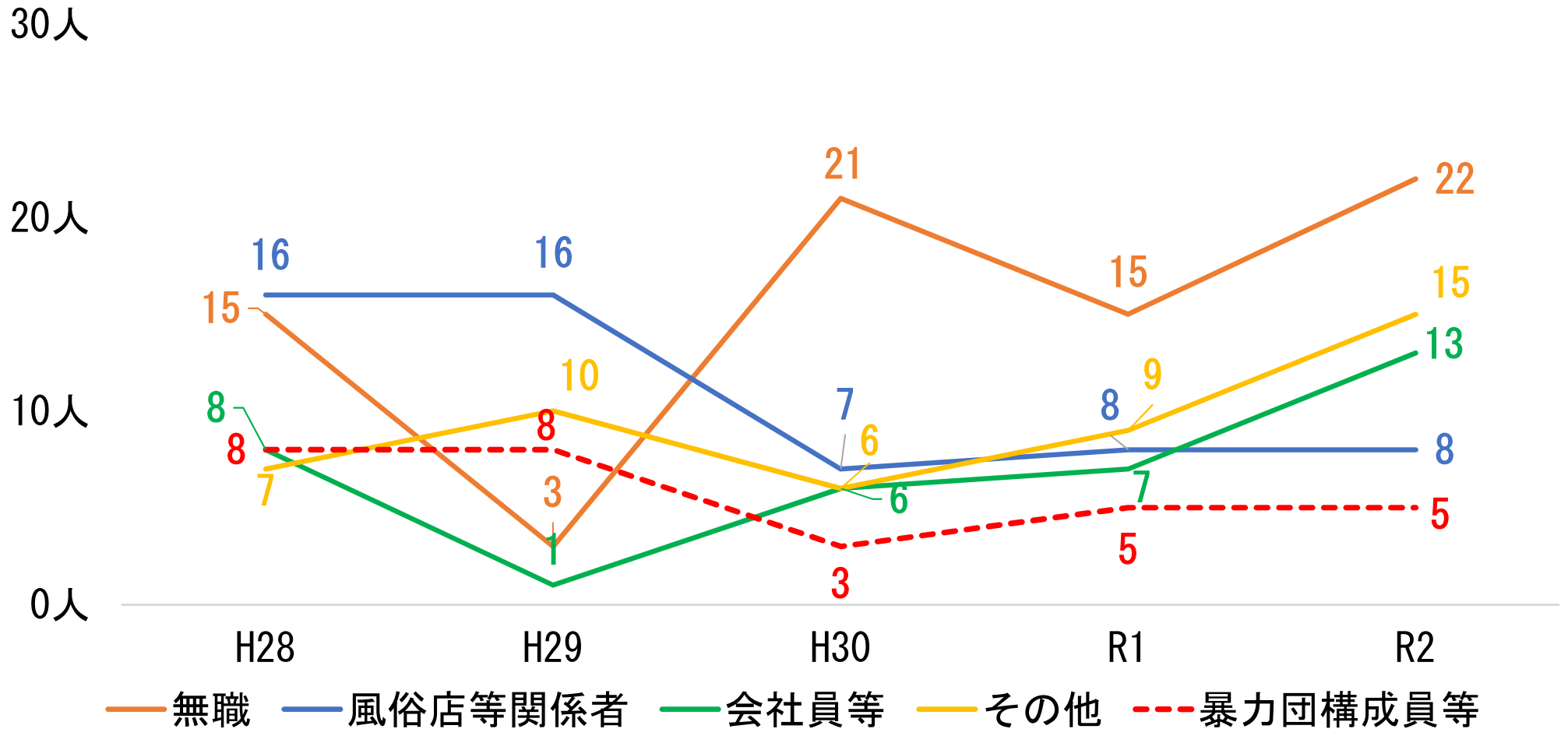
- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

1 検挙件数・検挙人員の推移



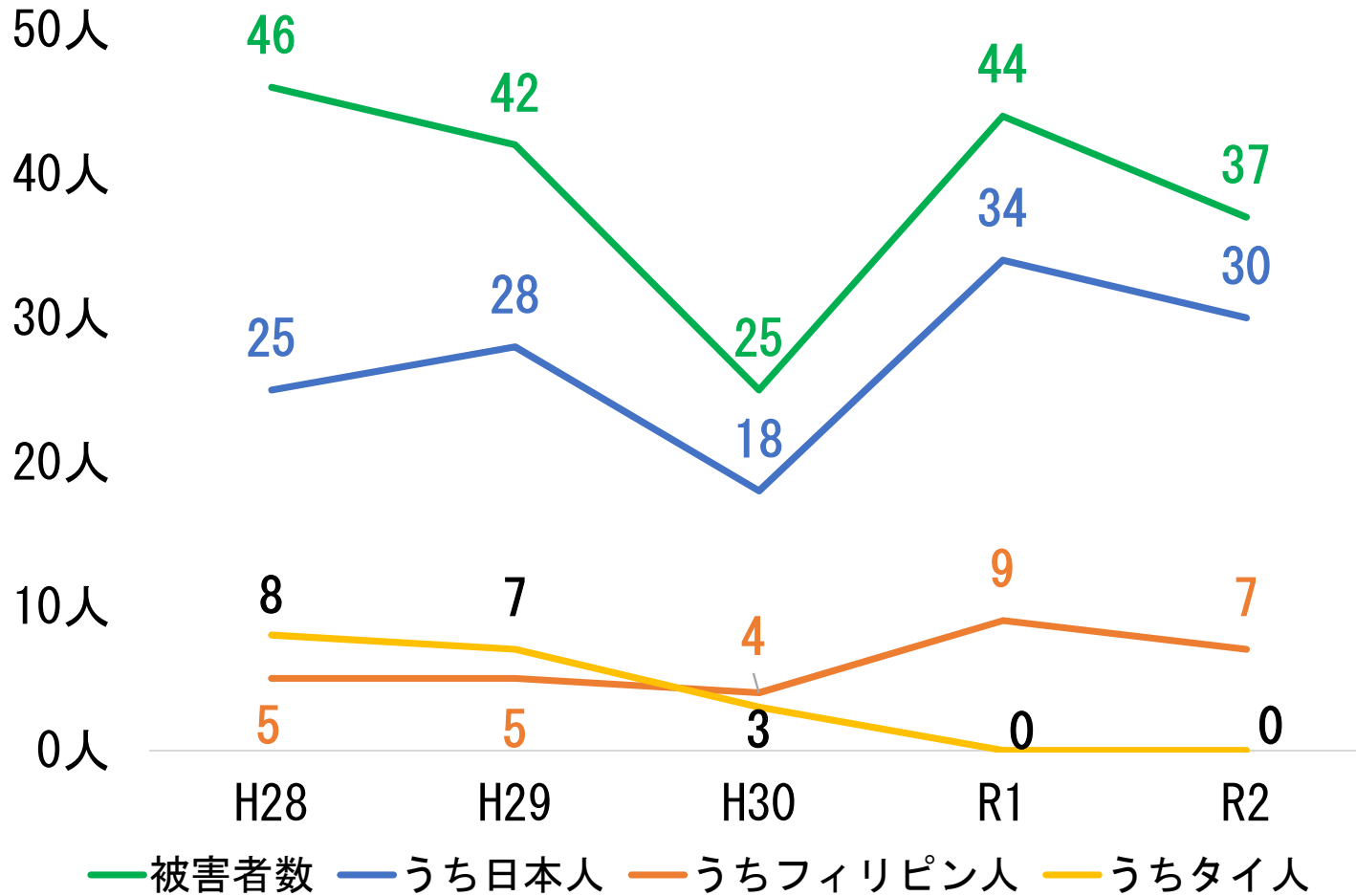
過去5年間の検挙人員は、おおむね横ばいで推移。
 被疑者の国籍は、各年とも日本人が最多で、過去5年間でも91.5%を占めている（日本人195人、外国人18人）。

2 被疑者の職業等

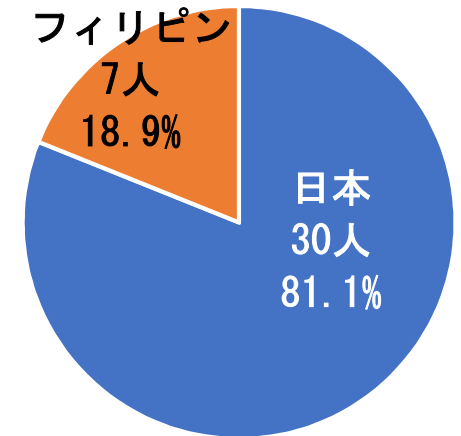


令和2年の被疑者の職業等は、多いものから無職、会社員等、風俗店等関係者の順となっている。
暴力団構成員等は、おおむね横ばいで推移。

3 被害者数の推移

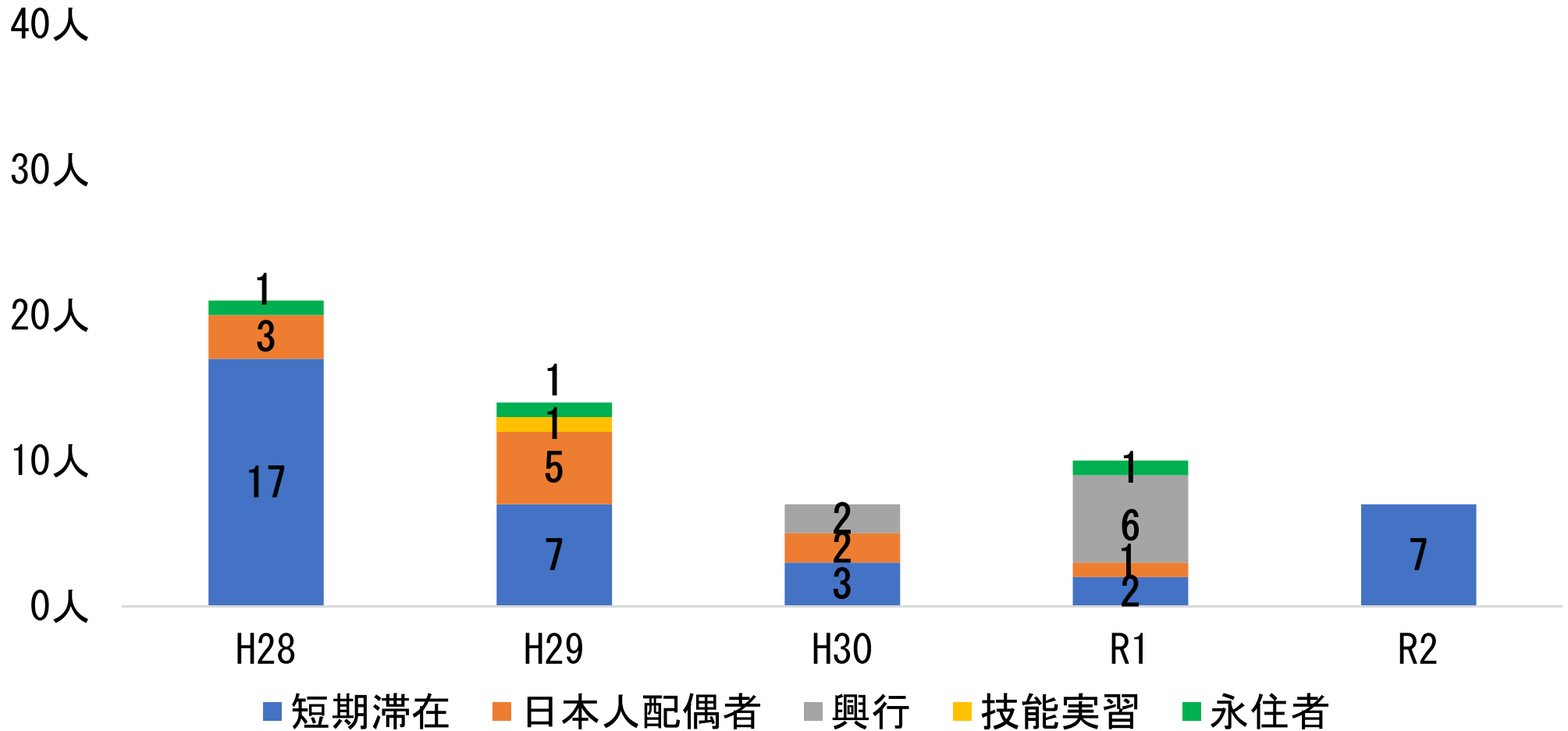


国籍・地域別 (R2)



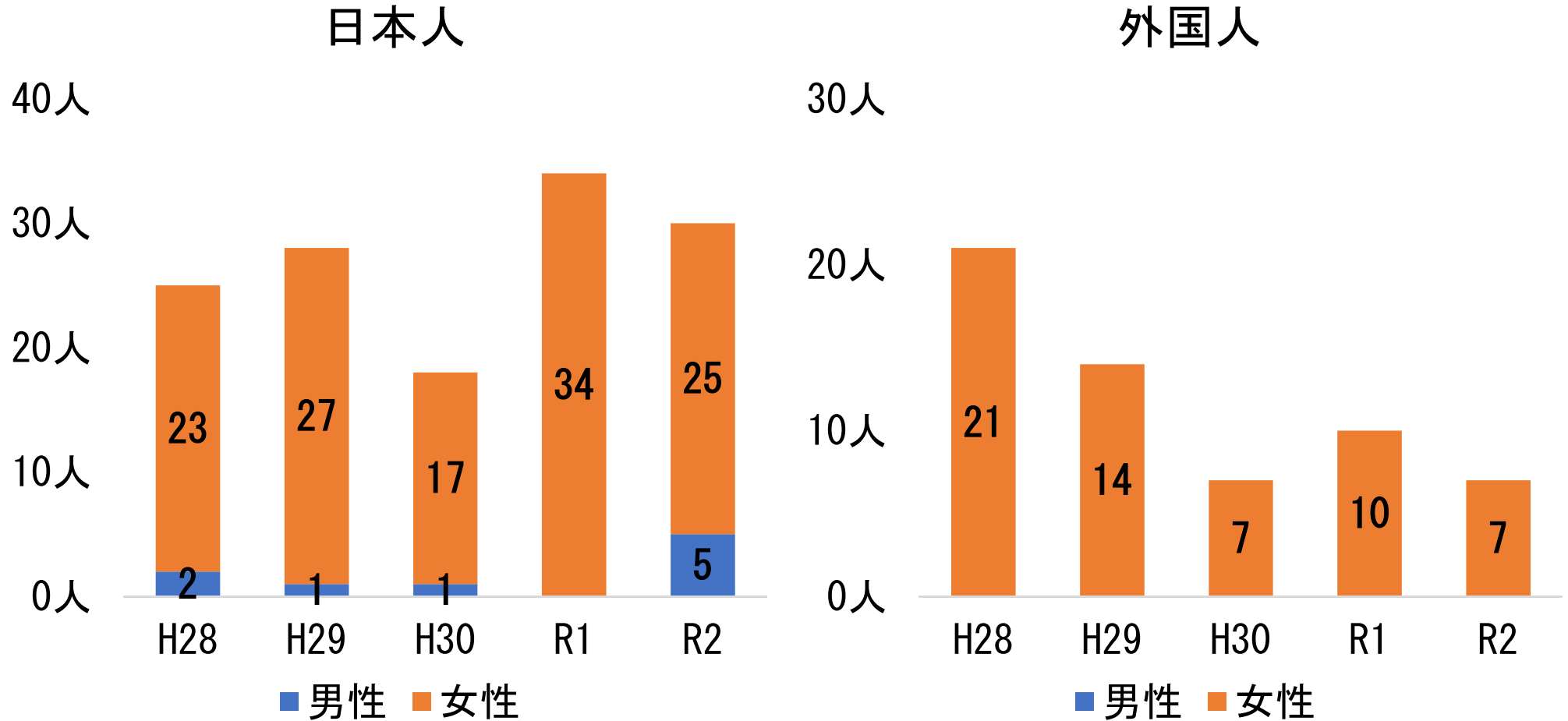
被害者の国籍は、日本人が多く、過去5年間でも69.6%を占めている（日本人135人、外国人59人）。

4 外国人被害者の入国時在留資格



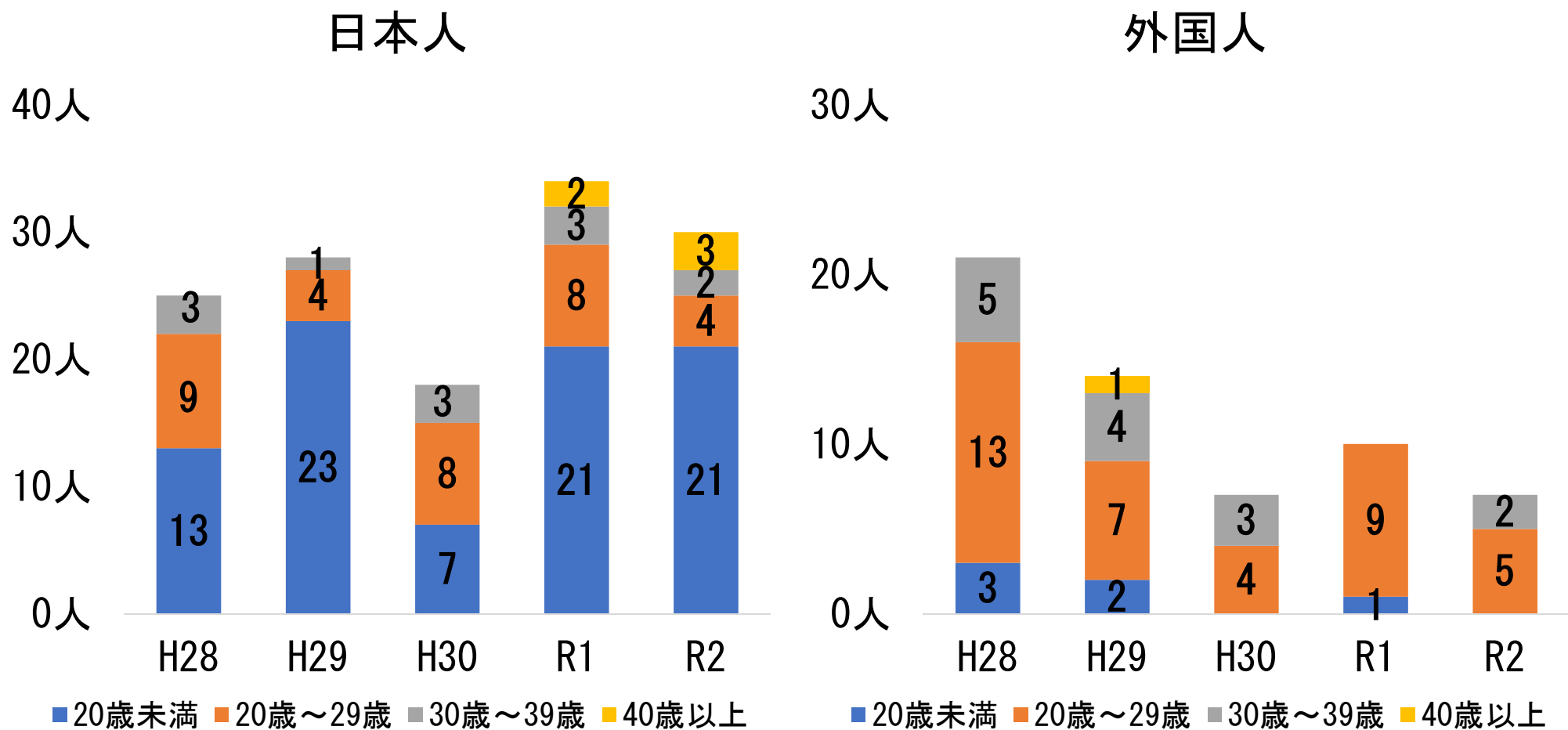
過去5年間の外国人被害者の入国時在留資格は、多いものから短期滞在が61.0%、日本人配偶者が18.6%、興行が13.6%の順となっている（合計59人、短期滞在36人、日本人配偶者11人、興行8人）。

5 被害者の状況 男女別（日本人・外国人別）



性別では、日本人、外国人ともに、被害者のほとんどが女性。
過去5年間でも女性の被害者が95.4%を占めている（男性9人、女性185人）。

6 被害者の状況 年齢別（日本人・外国人別）



日本人被害者は、20歳未満が過去5年間で63.0%と最多（20歳未満85人、その他50人）。
外国人被害者は、20歳代が過去5年間で64.4%と最多（20歳代38人、その他21人）。

7 主な検挙事例

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 大阪府警察 | <p>被疑者らは、ホストクラブの客であった女性に対し、同店での飲食代の未払い代金を売春して返済するよう脅し、同女を指定したビジネスホテルに居住させた上、売春を強要したものの。 被疑者らを売春防止法違反で逮捕。</p> |
| 2 | 警視庁 | <p>被疑者らは、短期滞在の在留資格で入国させたフィリピン人女性4名を同人らが経営する社交飲食店に雇い入れた後、渡航費用名目で借金を負わせる、旅券を取り上げるなどして監視下に置き、不法残留させたままホステスとして稼働させていたものの。 被疑者らを出入国管理及び難民認定法違反で逮捕。</p> |
| 3 | 沖縄県警察 | <p>被疑者らは、同人らが経営する飲食店で稼働していた男性に対し、日常的に暴力を振るい、低賃金での長時間労働を強いるなどし、強制的に労働をさせていたもの。 被疑者らを労働基準法違反、傷害等で逮捕。</p> |

8 人身取引被害の防止や被害申告を促すための取組等

1 人身取引被害の防止や被害申告を促すための取組

○ 人身取引事犯の主な手口や注意点について、イラストを交えた資料を作成し、警察庁ウェブサイトへ掲載。警察庁Twitter公式アカウントも活用しながら広報。

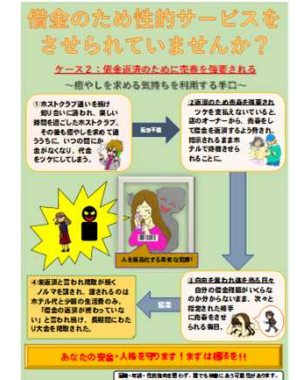
○ 人身取引被害リーフレットを全面的に改訂し、ベトナム語版を追加。



【人身取引被害リーフレット】



【ベトナム語版】



【人身取引事犯の資料】

2 今後の取組

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底